

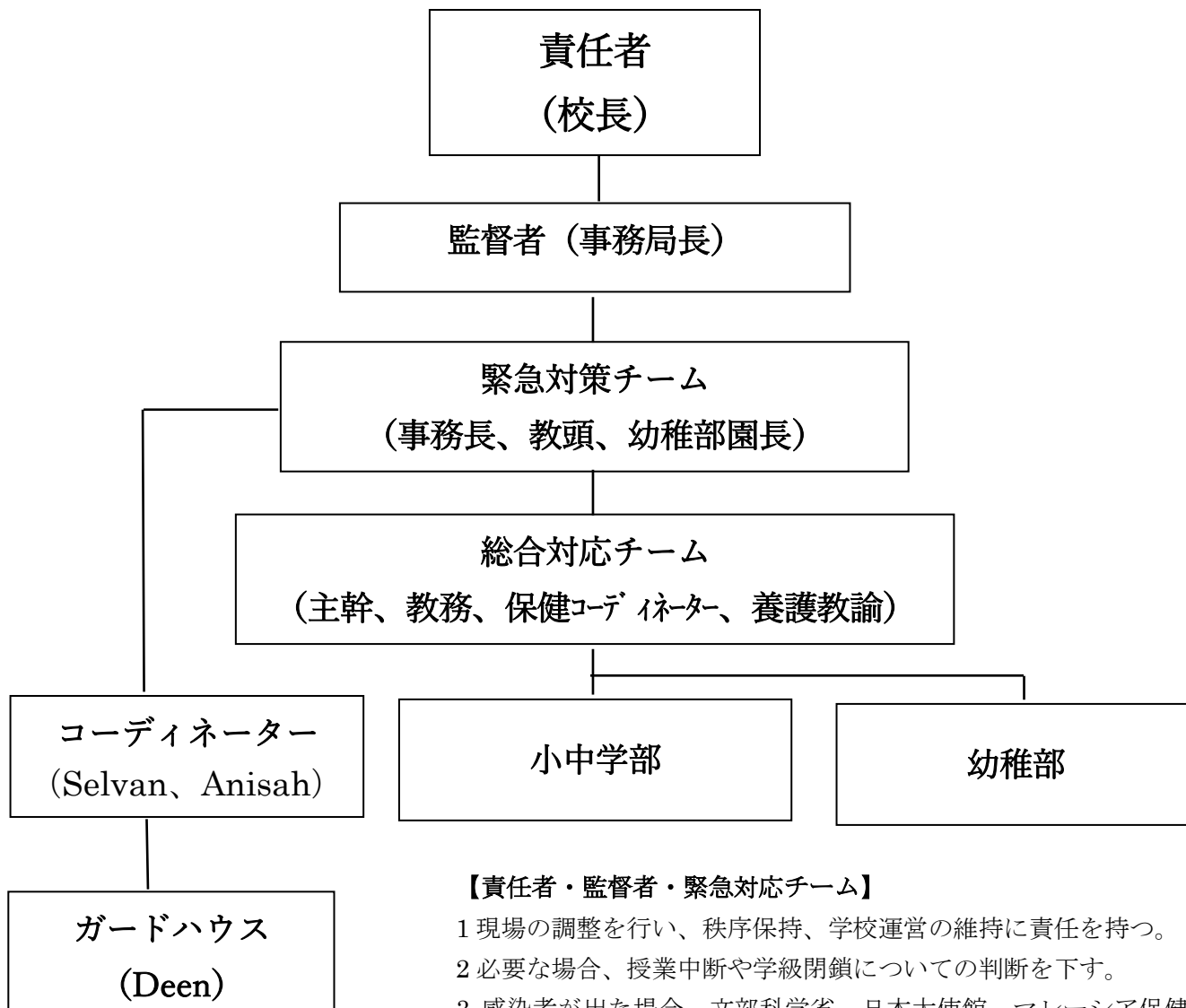
在マレーシア日本国大使館附属クアラルンプール日本人会日本人学校

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル (2023年1月13日付)

The Covid-19 Countermeasure manual

Principal signature _____

新型コロナウイルス感染症対策委員会組織表



【責任者・監督者・緊急対応チーム】

- 1 現場の調整を行い、秩序保持、学校運営の維持に責任を持つ。
- 2 必要な場合、授業中断や学級閉鎖についての判断を下す。
- 3 感染者が出た場合、文部科学省、日本大使館、マレーシア保健省、マレーシア教育省に報告する。
- 4 各段階での活動を評価し、その後に活かす。

【総合対応チーム】

- 1 園児児童生徒と教職員の健康チェックに責任を持つ。
- 2 感染者が発生した場合感染者の行動や接触した可能性のある対象の特定に努める。
- 3 感染が疑われる園児児童生徒を隔離し、体調を確認する。
- 4 各段階で中心となり活動する。

【コーディネーター】

- 1 校内の清掃・消毒をする。
- 2 感染者が接触した可能性のある箇所、物品を消毒する。
- 3 感染者が離れたあとの臨時待機室を消毒する。

【幼稚部・小中学部 各担任】

- 1 園児児童生徒と教職員の健康チェック。
- 2 感染発生後の園児児童生徒、保護者への対応。
- 3 園児児童生徒の恐怖心やパニックを防ぐため、心理的なケアを行う。

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

＜基本方針＞

- 新 SOP に併せて、必要な安全対策を実施して、学校活動の再開に向かう。
- 安全に緩和を進めるために、基本の対策（マスク、フィジカルディスタンス、換気、手洗い・消毒）は継続して実施する。

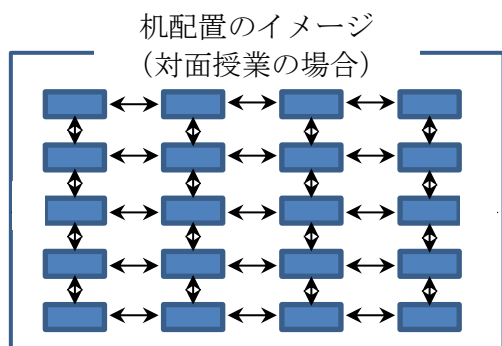
I 学校で行う感染対策（幼稚部の対応は異なる部分があります。詳細は幼稚部より連絡）

	児童生徒	教職員
健康観察	1 「家庭検温表」に健康状態を毎日記入し、登校時に持参し、教室で提出する。 記入漏れ、忘れた場合は、保健室または職員室で検温をする。 2 担任が朝の健康チェックを行う。 ①咳、②鼻水(鼻炎を除く)、③喉の痛み、④息苦しさ(呼吸困難)、⑤倦怠感 *体調不良時は RTK 簡易検査を行うことを推奨する。	1 出勤時に検温を行い、健康状態を把握する。 *体調不良時は RTK 簡易検査を行うことを推奨する。
マスク	学校敷地内では原則着用。 除外：体育の授業、屋外での活動。	
フィジカルディスタンス	1 マスクを外しての活動時はフィジカルディスタンスを注意して行う。 2 各教室内の座席間隔を離す。 3 グループ活動可。	
換気	1 換気は常に行う。教室の 対角線上に窓やドアを1箇所開け 、空気の循環を行う。 2 空気清浄機を常につけておく。	
手洗い消毒	1 登校後教室に入る前、外出後、食事前、トイレ後に手洗いの励行と手指の消毒を行う。 2 手洗いのできないときは、こまめに手指消毒を行う。	
昼食	1 机は前向きにし、弁当を食べる。 2 マスクを外す時間を最小限にする(教員は教室内で必ず見守る)。 3 対角線上に窓やドアを開け、換気する。 4 隣の人と話す声の大きさを話す。 *会話を推奨するものではない。感染拡大防止に一人一人が注意する必要がある。 5 飛沫感染防止のため、歯磨き中止。当面の間、手洗いとうがいをを行う。	
その他	1 毎日持参する物 ・家庭検温表 ・ハンカチ ・マスク 2 枚（着用 1 枚、予備 1 枚） ・清潔な巾着やビニール袋(マスクを入れる) ・水筒(ウォーターサーバーから直接飲まないため) 2 体育のある日は家から体操着を着てくる。 3 自主送迎 ・保護者は「保護者待機所」でフィジカルディスタンスを保って待つ。 ★児童生徒と合流後は速やかに下校する。	1 初登校時に発達段階に合わせた保健指導（手の洗い消毒、換気、マスク、フィジカルディスタンス、体調不良の場合は我慢をせず言うこと等）を行う。 2 児童生徒下校後、担当教室を清掃・消毒する。* 2

* 1：陽性の場合は学校及び MySejahtera に報告。陰性の場合は「家庭検温表」の欄に保護者がサインする。結果を写真に撮り保存する。

* 2：場所：担当教室の机椅子、頻繁接触箇所（消毒箇所チェックリスト参照）、方法：洗浄除菌水で拭く。（参考後述）

<感染予防対策>



<教育活動における留意事項>

(1) 共用で器具や用具等を使用する時

①理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において、共用で使用する器具や用具、ICT 機器※、図書等を使用する場合は、使用前後に手洗い、消毒を行う。

※ICT 機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭くこと。

(2) 特に配慮を要する教科

①技術・家庭科（家庭分野）

- ・調理実習は実施可能。
- ・被服実習や調理実習を行う際には、実習台や共用の用具の消毒を行うこと。

②体育科、保健体育科

- ・全ての競技が実施可能。
- ・早退が必要な体調不良の場合は、学校でR TK簡易検査を行う。怪我の場合は見学する。
- ・運動の不足から熱中症になりやすい状況なので、水分補給を教員が声かけをし、十分に行う。
- ・体育館を利用する場合、消毒(共有した道具、床など)・換気を行う。噴霧器を準備し、1日1回消毒作業をする。滑りやすいのでモップで拭く。

*できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導すること。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年

「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導すること。【小学部】
「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導すること。【中学部】

③音楽

- ・歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習は通常通り。マスクを外す活動はフィジカルディスタンスに十分配慮すること。

④EC・英会話・外国語活動・英語

- ・握手、ハイタッチなど身体の接触を伴う活動は避ける。
- ・EC 教室は1メートル程度の距離をあけて行う。
- ・特別教室は1日1回消毒を行う。

(3) 修学旅行・宿泊学習・校外学習

- ・通常通り実施可能。

(4) 各種行事等

- ・実施可能。校内に多くの人が集まる行事は、その時の状況などを検討し決定する。

(5) 課外活動

- ・課外活動が許可されたので、委員会、朝会、集会など特別活動の実施ができる。
- ・集会など全体が集まる場での歌などは、マスク着用で行う。

※クラスターが起こった場合は、1週間程度中止する

(6) 健康診断について

【児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について】

児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施すること。

(文部科学省：新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応についてより引用)

R3年度：視力検査、心電図、3学期に内科検診 実施。

R4年度：実施可 R3未実施の色覚、聴覚は、R4健診終了後に実施。

(7) 清掃活動

- ・窓ドアを開け換気をし、マスク着用で行う。掃除が終わった後は、必ず石けんで手洗いをを行う。
- ・特別教室などの出張清掃可。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（机椅子、ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、洗淨除菌水(エコピカ)で拭く。
- ・掃除用具を使用後、洗淨除菌水による消毒を行う。

※幼稚部は幼稚園・保育園のSOPに従うため、小中学部と異なる点があります。

(例：机の向き、健康観察、園児の活動、買い弁など)

II 園児児童生徒の出席停止等の考え方

(※)新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について

◎校長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、出席停止の措置をとることがある。

【出席停止の措置とするもの】

- (1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。簡易検査キットや病院での検査で『陽性』が確認された場合。
- (2) 同居家族が陽性と認定された場合（下記参照）。
- (3) 濃厚接触者Bに該当し、症状がある場合（下記参照）。
- (4) 濃厚接触者に該当しない37.5度以上の発熱や強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合（症状が改善した後、簡易検査を実施し『陰性』が確認できるまで）。
- (5) 咳、のどの痛み、鼻水など体調不良の症状がある場合。
- (6) 上記以外にあって、保護者や本人が出席することに不安を感じた場合（オンライン対応可、zoomをつなぎ、板書の画面を視聴する方法）。

コロナウイルス感染者となった場合

⇒7日間の隔離を行う。症状がなく、4日目に医療機関で行うRTK検査が陰性の場合、隔離を終了し登校再開できる。登校再開の際は、登校許可届を提出する。

濃厚接触者Bとなった場合

⇒①同居家族が陽性の場合。

…症状の有無にかかわらず4日間の隔離を行う。

症状がなく、4日目（陽性発覚を1日目とする）に簡易検査キットを使用し陰性の場合

は、隔離を終了し登校再開できる（同居家族も陰性であること）。それ以外は7日間隔離

を行う。隔離期間中も「家庭検温表」を使って健康観察を実施し、簡易検査キットの結果も記入する。

登校時は、「濃厚接触者用の登校許可届」を提出する。

②同居家族以外…症状がなければ通常登校可能。健康観察をいつも以上に丁寧に行い、「家庭検温表」に記録する。

症状がある場合は4日間の自宅待機。症状がなくなり、4日目に簡易検査キットの陰性を確認後登校可能。隔離期間中も「家庭検温表」を使って健康観察を行う。それ以外は7日間隔離を行う。登校時は、「濃厚接触者用の登校許可届」を提出する。（症状が初日のみでも隔離は継続する。）

★学校やバス、習い事等で該当した場合。学校では、同じクラス、バス全員を濃厚接触者と定義する。

Ⅲ 学校内時間における対策フロー

★★発熱・感染疑いのある児童生徒が発見された際の対応

担当教員は児童生徒の発熱等不調の場合は、すぐに保健室へ連絡する。

- 1 校舎内で発熱や以下の症状①咳、②鼻水(鼻炎を除く)、③喉の痛み、④息苦しさ(呼吸困難)、⑤倦怠感、など疑いのある症状の児童生徒が確認された場合は臨時待機室を使用する。
- 2 養護教諭は、マスクを着用し、該当児童生徒の再検温及び症状の確認を行う。
- 3 37.5度以上の発熱や上記の症状が確認された場合は、保健室で簡易検査を行う。担任・養護教諭は保護者に連絡し、早退の迎えを依頼する。
- 4 下校後、症状がなくなり簡易検査キットでの検査が陰性の場合、翌日より登校可能。（無症状であること）
- 5 コーディネーターチームが中心となって、発熱児童生徒が使用した教室、公共スペースの消毒をすぐに行う。
- 6 発熱児童生徒のその後の病状について、担任・養護教諭が中心となって把握する。
- 7 発熱児童生徒の復学については、医師や保健省の指示に従う。

《臨時待機室（相談室）について》

	対応項目	対応者	トイレ
臨時待機室（相談室）	校舎内で確認された発熱、上記の症状5つの症状①咳、②鼻水(鼻炎を除く)、③喉の痛み、④息苦しさ(呼吸困難)、⑤倦怠感などが疑われる場合	保健コーデ ^テ ・養護教諭	保健室奥トイレ
第二臨時待機室（中学部PC室・通級指導教室）	濃厚接触者（登校後に家族の感染がわかった場合。）	主幹教諭・教務主任	保健室奥トイレ
保健室	発熱や上記の症状以外の体調不良、ケガの対応	保健コーデ ^テ ・養護教諭	保健室奥トイレ以外

○発熱・5つの症状以外の対応

- 発熱・5つの症状以外の症状の場合には、児童生徒を保健室で休ませる。
- 該当児童生徒のその後の状況について、養護教諭、担任が中心となって把握する。

★校内で濃厚接触者に該当した児童生徒の対応

- ・濃厚接触者は、同じクラス、バスなどにいた人と定義する。
- ・濃厚接触者に該当した場合は、**濃厚接触者 B** となった場合を参照。
- ・健康観察を行い、発熱及び5つの症状がある場合は、学校で簡易検査を行う。その後、早退する。

【臨時休校や学級閉鎖の措置を検討するもの】

- (1) JSKL 内でクラスター発生のおそれがある場合
- (2) マレーシア保健省もしくは教育省から指示があった場合

IV保護者及び来校者の入校について

- ・ワクチン接種状況に関わらず、My Sejahtera の HighRisk 以外は入校可
- ・発熱等の体調不良の症状がある、罹患者、同居家族の濃厚接触者は入校できない。

Vその他

1【教員用】消毒計画

- ☆毎日実施してください。
- ☆15分間の「消毒の時間」を設けます。
- ☆小1・2・3年生は教員が実施、その他学年は教員監督のもと児童生徒が実施しても構いません。
- ・清掃時間のない日：教員が児童生徒下校後に実施
- ・5時間授業時：教員が下校後に実施。
- ・6時間授業時：教員及び児童生徒が帰りの会終了後から下校までに行う。

消毒すべき箇所

手指が良く触れる場所を清潔に保つことが大切であり、下記の例を参考に、消毒すること。
特に、プラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。

<p>(学校施設全般)</p> <ul style="list-style-type: none">・ドアノブ、ドアや窓の取手・手すり・照明、エアコン等のスイッチ・水道の蛇口・流水レバーの持つところ等・モップ、ほうき等の清掃用具・空気清浄機のボタン <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none">・洗面台　・便器の蓋・便座等・水洗流水レバー等　・壁、床等	<p>(職員室等)</p> <ul style="list-style-type: none">・出勤簿　・鍵等　・ロッカーの取手・パソコンのキーボード・マウス等・タブレット PC、電卓等　・ファイル・本等・電話機・携帯電話・キャビネット、ファイルボックス等の取手・机の作業面　・椅子のひじ掛け・背もたれ・共用のポット、冷蔵庫の取手　・共用の布きん等・共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて
<p>(教室等)</p> <ul style="list-style-type: none">・頻繁接触箇所（机、椅子、照明エアコン等のスイッチ）・共用タブレット PC　・共用の本・辞書等　・共用の筆記用具等・共用の教材、器具等　・スポーツ用品、楽器等	